

## 政令番号81 キノリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.9E+3	1,900.0	1,900.0
8	茨城県	3.5E+0			3.5				3.5
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					5.5E+1	2.3E+2	285.0	285.0
12	千葉県	2.9E+0			2.9				2.9
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						4.5E+3	4,500.0	4,500.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						3.1E+3	3,100.0	3,100.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1				0.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	7.0E-1			0.7				0.7
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.0E+0			2.0				2.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	8.0E-1			0.8				0.8
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.0E+1			10.0	5.5E+1	9.7E+3	9,785.0	9,795.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。